

企業統治の体制

コーポレート・ガバナンス

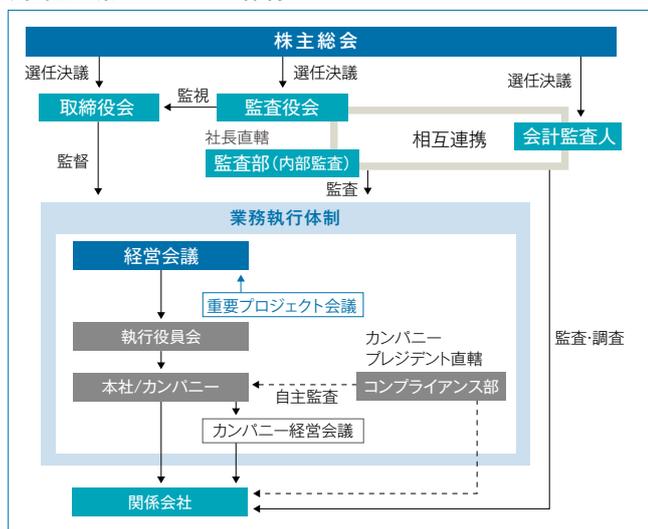
川崎重工はグループ全体として、株主・顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様に対して透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営の維持により企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置型を採用し、監査役会および会計監査人を設置しています。また、企業統治に関して、会長が議長を務める取締役会のほか、代表取締役等関係者で構成する経営会議および執行役員を加えた執行役員会を設置しています。

取締役については業務執行から独立した取締役を置いています。監査役については財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任するとともに、当社との取引関係等の利害関係のない2名の社外監査役（うち1名は東京証券取引所の定める独立役員）を選任しています。業務執行に際しては、取締役会において選任された執行役員が業務執行を行っており、業務執行にあたっての基本目標・方針は、取締役会において経営計画を編成する中で決定され、全執行役員に直ちに示達されるとともに、執行役員会において徹底が図られています。取締役については、その報酬に業績を反映させてインセンティブとする一方で、任期を1年とし、経営責任の明確化を図っています。経営会議は原則として月3回開催し、連結経営の見地に立って、経営方針・経営戦略・重要な経営課題等を審議しています。

川崎重工業のガバナンス体制



監査の体制と状況

内部監査

内部監査については、社長直轄の監査部が、当社グループすべての事業体の経営諸活動を対象に、業務執行活動の有効性および効率性、財務報告の信頼性ならびにコンプライアンス（企業倫理、法令等の遵守）への適合性を検証・評価し、改善のための提言を行っています。

監査役監査

監査役は、取締役会および経営会議等に出席するとともに、重要書類の閲覧や、代表取締役との定期的会合、社内各部門および子会社の監査を通じて業務および財産の状況の調査等を行っています。また、2名の社外監査役により経営監視機能の客観性および中立性を確保するとともに、常勤監査役と社外監査役との情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っています。

会計監査

会計監査については、当社の会計監査人である、有限責任あずさ監査法人の財務諸表監査を受けています。監査役および監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っています。監査結果については定期的に報告を受け、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。

コンプライアンス

川崎重工業企業倫理規則

当社は、社則「川崎重工業企業倫理規則」を制定し、この中で当社役員および従業員が遵守すべき企業倫理の基本理念を次のように謳っています。

1. 企業人としての倫理規範の実践

業務に対して、真実に立ち、正しいことを行う。

2. 人格・人権の尊重と差別の禁止

快適な職場環境を作り、これを維持するため、すべての人々の人格と人権を尊重し、いわれなき差別、セクシャルハラスメント、部下のいじめ等の行為を行わない。

3. 環境保全の促進

限りある資源や自然を大切に、地球環境への負荷低減を図るため、資源・エネルギーの節約、廃棄物のミニマム化、資源リサイクル促進並びに環境汚染防止等に自主的かつ積極的に取り組む。

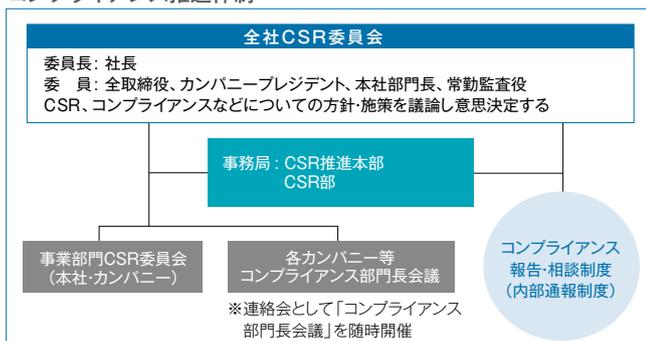
4. 法令及び社会のルールの遵守(コンプライアンス)

コンプライアンスの重要性を認識し、コンプライアンスに積極的に取り組む。

5. 適正な会計処理及び財務報告の信頼性の確保

企業活動の記録・会計処理及び開示は、法令・規則等に定められた正しい基準にしたがって行い、財務報告の信頼性を確保する。

コンプライアンス推進体制



コンプライアンスガイドブックの配布

コンプライアンスについて違反類型ごとに解説した「コンプライアンスガイドブック」を作成し、日本国内の川崎重工グループのすべての従業員・派遣社員に配布しています。



コンプライアンスガイドブック

コンプライアンス宣誓書

当社では、管理職（課長級以上）の役員・従業員から、全文手書きによる法令遵守の宣誓書を提出してもらうようにしています。

コンプライアンスの意識啓発

当社では、2011年度の全社共通コンプライアンス活動として、「事例に学ぶ各職場でのコンプライアンスの再確認」を実施しました。

新聞社の許諾を得て、企業のさまざまなコンプライアンス違反を報道する新聞記事を利用した独自の教育用資料を作成し、それを基に、各職場で上司が職場の皆さんに説明を行い、コンプライアンスの重要性を再確認する活動を実施しました。

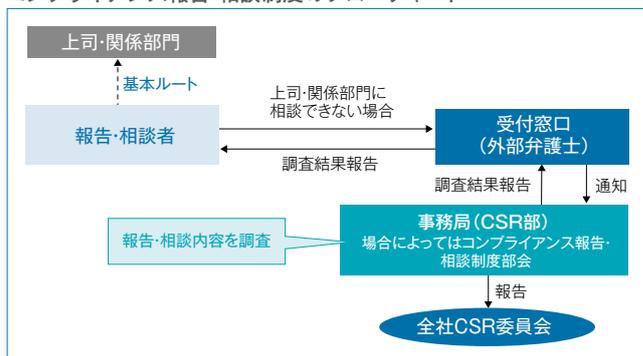
また、上記活動をはじめとする各種のコンプライアンス意識啓発の取り組みの成果を確認するため、2012年2月、日本国内の当社グループの全従業員・派遣社員を対象に、コンプライアンス意識調査を実施しました。

コンプライアンス報告・相談制度

従業員が、所属する部門でコンプライアンス違反の疑いがあることに気付いても、上司や関係部門に報告あるいは相談しづらいときのために、外部弁護士を窓口とする「コンプライアンス報告・相談制度」を設けています。

2011年度は18件の報告・相談がありました。

コンプライアンス報告・相談制度のフローチャート



海外での企業倫理・コンプライアンスの推進

川崎重工グループは、グローバルに事業を展開し、多くの海外現地法人を有しています。従来、新興国・発展途上国の現地法人や小規模会社では、企業倫理・コンプライアンスに関する方針を有していないところが多くありました。

そこで、概ねどの国でも通用する項目をとりあげた「川崎重工グループ グローバル企業倫理指針」を2011年9月に策定し、企業倫理・コンプライアンスに関する方針を従来有していなかった会社では、「グローバル企業倫理指針」を自社の方針として採用してもらいました。

この結果、現在では川崎重工グループの海外現地法人*のほぼすべてが、企業倫理・コンプライアンスに関する方針を有しています。

*川崎重工グループの出資比率が50%を超える現地法人

TOPICS

米国におけるコンプライアンス教育の一例

米国における建設機械(ホイールローダ)の製造拠点であるKCMA Corporation(従業員約120名)では、企業倫理・コンプライアンスについて説明した行動規範を作成しており、全従業員が、行動規範を遵守することに同意し、署名しています。

また、3か月に1回開催する全従業員参加のカンパニーミーティングの際に、人事総務部長が企業倫理・コンプライアンスの重要性について言及し、注意を喚起しています。

このようにして、KCMAでは従業員の企業倫理・コンプライアンスの意識を高める継続的な努力をしています。



KCMA カンパニーミーティング風景

リスク管理

1.方針

当社では、会社法に基づき、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を決議しています。この中で、リスク管理については「リスク管理規則」に則り、リスクま

たはリスクによりもたらされる損失を未然に回避・極小化するためのリスク管理体制を適切に運用することを定めています。

また、カワサキグループ・ミッションステートメントにおいて、収益力と企業価値の持続的向上を図るためグループ経営原則の指針として、リスクマネジメントを掲げています。

これを受け、川崎重工業グループのリスク管理における基本方針を「リスク管理規則」で次の通り定めています。

- ① 「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する”Global Kawasaki”」に示すグループミッションの実現を目指して、当社(グループ)のグローバルかつ持続的な事業運営を可能とするため、リスク管理を継続的に実施する。
- ② リスク管理実施においては、社長を最高責任者とするリスク管理体制を構築し、当社(グループ)の事業運営を阻害するリスクの未然防止に努める。
- ③ 万一リスクが顕在化した場合には、顧客、従業員、地域社会など各ステークホルダーの損失を最小限にとどめると共に、その再発防止に努める。
- ④ 役員および従業員の各人がリスク管理に積極的に取り組むと共に、リスク管理体制の維持およびリスク管理・対応能力の向上に努める。

これら基本指針に基づき、「リスク管理規則」では、全社として組織的なリスク管理を実施するために、各業務担当部門はこれまで行ってきたリスク管理を強化するとともに、全社としては、毎年、経営に重大な影響を及ぼす重要なリスク(全社認識リスク)を特定し、全社的に対策を講じる必要があるリスク(全社対応リスク)を定め、対策を実施し、その結果をモニタリングすることとしています。

なお、経営戦略上のリスクについては、取締役会規則、経営会議規則、決裁規則に則り、事前に関連部門においてリスクの分析や対応策等の検討を行い、規則に準じて取締役会または経営会議において審議・決議を行うことにしています。特に、経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、別途、重要プロジェクトのリスク管理に関する規則に則り、適切なリスク管理の実施を行うことにしています。

また、リスクが顕在化した場合の対応として、危機管理規則に則り、緊急事態における行動指針を明らかにするとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に運用することとしています。

2.対象とするリスク

当社では、リスクを「事業活動の遂行や組織目標を阻害する事象」と定め、戦略リスク等のリスク項目については、組織にとって有利な影響を与える事象についても考慮する対象リスク一覧

| リスク分類 | | リスク名称 |
|----------|------------------|---------------------|
| 外部リスク | ハザード | 大規模災害 |
| | | 事故（第三者による） |
| | 政治・社会 | 政府・社会の安定 |
| | | 法令・諸規則改変 |
| | 技術 | 技術革新 |
| | 市場環境 | 競合他社 |
| | | 顧客ニーズ |
| 経済 | 景気悪化 | |
| ステークホルダー | 株主・アクティビスト 風評 | |
| 内部リスク | 戦略リスク | ビジョン |
| | | 意思決定 |
| | | 組織 |
| | | ブランド |
| | | 人事・労政 |
| 内部リスク | 事業リスク（部門共通） | 人財・人員不足 |
| | | 安全衛生管理 |
| | | 労務管理 |
| | | 人事処遇 |
| | | マネジメント能力 |
| | | 関係会社管理 |
| | | コミュニケーション |
| | | 権限・制限 |
| | | 業務効率 |
| | | アウトソーシング |
| | | 知的資産 （ナレッジ・ノウハウ） |
| | | 知的財産 |
| | | 業務提携 |
| | | セキュリティ |
| | | 情報の共有化 |
| | | 与信管理 |
| | | 作業環境 |

ことにしています。

具体的には、以下の通り外部リスク、内部リスク（戦略リスク、事業リスク）に分類したすべてのリスクを対象とします。

| リスク分類 | | リスク名称 |
|----------|--------------------------|---------------------------|
| 内部リスク | 営業 | 販売戦略 |
| | | 債権回収 |
| | 開発 | 顧客対応 |
| | | 開発テーマ 開発能力 |
| | 設計 | 関連部門との連携を考慮しない設計 |
| | | 設計能力 |
| | | 設計品質 |
| | 調達 | 適正価格による調達 |
| | | 安定した調達先の確保 下請管理 |
| | 倉庫 | 在庫管理（材料、仕掛、製品） 生産能力の不足 |
| | 生産 | 生産行程管理 |
| | | 生産設備 |
| | 工務 | 個別受注プロジェクト管理 |
| | 品質保証 | 製品サービスの不良 |
| | 物流 | 流通チャンネルの管理 |
| | | 輸出・輸入手続 |
| | 海外 | カントリーリスク |
| | | 商習慣 |
| | 国内現場 | 運転・メンテ |
| | | 地域特性 |
| | 経理 | 会計処理 |
| | | 財務報告 |
| | | 税務 |
| | 財務 | 金利上昇 |
| | | 外国為替変動 |
| | | 資本調達 |
| | | 資金繰り |
| | | 年金資産運用 |
| 株式 | | |
| 格付 | | |
| 管理 | 予算・計画・管理 | |
| | 業績評価 | |
| 広報 | メディア対応 | |
| 法務 | 契約条項 | |
| | 訴訟対応 | |
| 情報処理/IT | 情報漏えい | |
| | ネットワーク・システムダウン 情報インフラ | |
| CSR | CSR活動 | |
| 外部報告 | 内部統制評価 | |
| | 監督機関への報告 | |
| 環境 | CO ₂ 排出 | |
| | 環境汚染 | |
| コンプライアンス | 組織的な不正 | |
| | 従業員の不正 | |
| | ハラスメント | |
| | 法令、社会規範遵守 | |
| | 独禁法・公取法 輸出管理 | |

3.全社的リスク管理体制

当社では、全社で一定のリスク管理水準を確保するための「全社的リスク管理体制」を構築し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクの把握と対応を行い、グループ経営原則に掲げているリスクマネジメントの充実を図ることにしています。

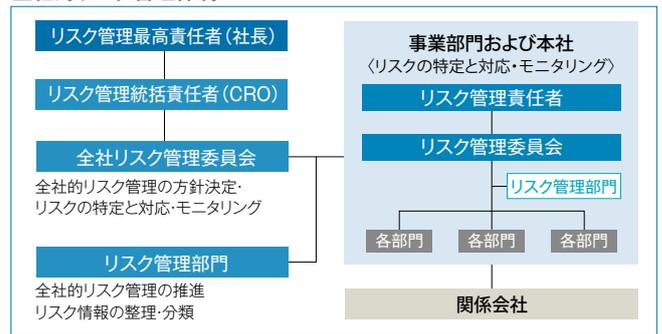
「全社的リスク管理体制」を推進し継続的な取り組みとするため、中期経営計画の重点施策の1項目に「全社的リスク管理の実施」を掲げるとともに、2010年4月に「リスク管理規則」を改正しました。

当該体制では、リスク管理の最高責任者として社長を、リスク管理業務を統括する責任者としてCRO (Chief Risk Officer) を置くとともに、リスク管理に関する重要な事項の審議や実施状況のモニタリング機能を持ったリスク管理委員会を設置してリスク管理体制の強化を図ることとしました。また、本社経営企画部にリスク管理部門を設置し全

社的リスク管理を推進・支援するとともに、各事業部門においても事業部門長を責任者とした同様の体制を構築し全社的リスク管理に取り組む体制を整備しました。

また、2011年10月から、国内関係会社において同様の取り組みを開始し、2013年度中に、海外関係会社を含むグループ全体を網羅した「全社的リスク管理体制」を構築することにしています。

全社的リスク管理体制



4.2011年度の取り組み

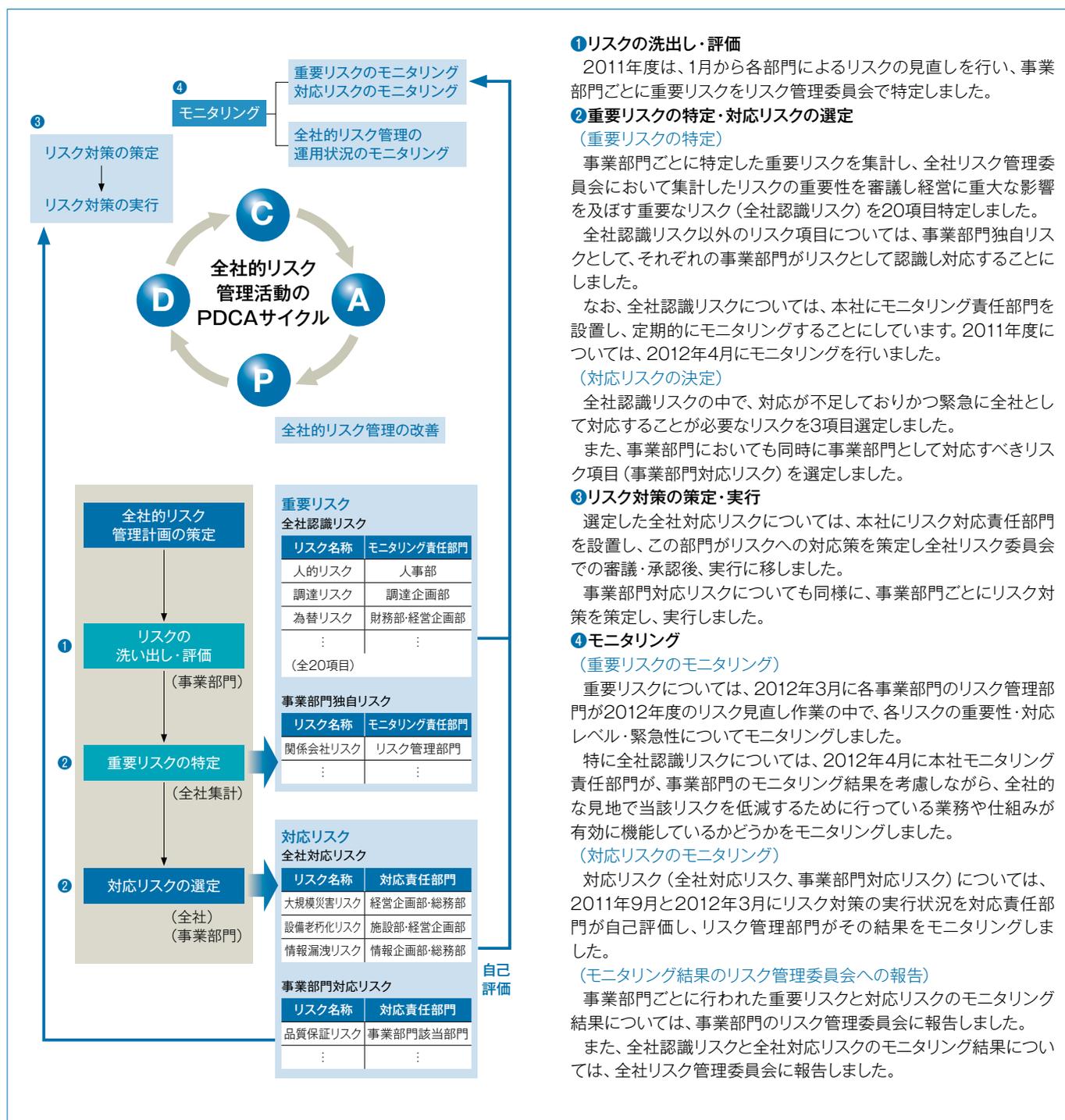
全社リスク管理体制のもと、全社の経営に重大な影響を及ぼす重要なリスクを毎年共通な尺度で特定し、全社視点で合理的かつ最適な方法で管理していくことにしています。

具体的には、全社リスク管理活動のPDCAサイクルに基づき、①リスクの洗い出し・評価、②重要リスクの特定・

対応リスクの選定、③リスク対策の策定・実行、④モニタリングといった一連のサイクルを通じ、全社レベルの重要リスクを管理することにしています。

2011年度については、短期経営計画の策定期間に合わせ、2011年1月から①リスクの洗い出し・評価、②重要リスクの特定・対応リスクの選定作業を開始しました。

全社リスク管理活動



リスク管理研修

2011年度については、モニタリングを強化するため以下の研修を実施しました。

1.2011年6月 本社モニタリング責任部門担当者に対する研修

モニタリングの意義をもう一度認識するとともに、リスクを低減するために行っている業務や仕組みが有効に機能しているかどうかを確認するための指標の特定と評価方法について、外部講師による講義とグループに分かれて、各部門が担当しているリスクを題材にディスカッションを行いました。

2.2011年7月 事業部門リスク担当部門担当者に対する研修

1.と同様の内容の研修を外部講師による講義で実施しました。

5.2011年度に特定した全社認識リスク

事業部門ごとに特定した重要リスクを集計し、全社リスク管理委員会で経営に重大な影響を及ぼす重要なリスクを20項目決定しました。

当該リスクについては、本社にモニタリング責任部門を設置し毎年1回3月にモニタリングを行います。

また、全社認識リスクをもとに、有価証券報告書、アニュアルレポート等で「事業等のリスク」として開示するリスク項目を決定します。

なお、リスク項目については、毎年見直しを行います。

2011年度に特定した全社認識リスク

| リスク名称 | 本社モニタリング責任部門 |
|-----------------|--------------|
| 人的リスク | 人事部 |
| 調達リスク | 調達企画部 |
| 為替リスク | 財務部・経営企画部 |
| 大規模災害リスク | 経営企画部・総務部 |
| 設備老朽化リスク | 施設部・経営企画部 |
| 個別受注プロジェクト管理リスク | 経営企画部 |
| 情報漏洩リスク | 総務部・情報企画部 |
| コンプライアンスリスク | CSR部 |
| 品質管理リスク | ものづくり推進部 |
| 景気悪化リスク | 経営企画部 |
| 環境汚染リスク | 地球環境部 |
| 税務リスク | 経理部 |
| 開発設計リスク | 新事業推進部 |
| カントリーリスク | マーケティング本部 |
| 生産工程管理リスク | ものづくり推進部 |
| 知的財産リスク | 知的財産部 |
| 債権回収リスク | 財務部 |
| 規制強化リスク | 経営企画部 |
| 安全衛生リスク | 安全保健部 |
| 訴訟リスク | 法務部 |

6.2011年度に選定した全社対応リスク

全社認識リスクの中から、対応が不足しておりかつ緊急に全社として対応することが必要なリスク項目として、以下の3項目を選定しました。当該リスクについては本社に対応責任部門を置き、当該部門を中心に対策を策定し、実行しています。

なお、2011年度に選定した全社対応リスクは、2011年で対応が完了するものではなく、2012年度以降、継続して対応を行っていきます。

2011年度に選定した全社対応リスク

| リスク名称 | 本社モニタリング責任部門 |
|----------|--------------|
| 大規模災害リスク | CSR部、総務部 |
| 設備老朽化リスク | 施設部、経営企画部 |
| 情報漏洩リスク | 総務部、情報企画部 |

危機管理

川崎重工グループでは、リスクが顕在化した場合に備え、社則「危機管理規則」を定めています。生命・財産の保全、被害・損失の極小化、事業活動の早期復旧を図ることを目的とし、基本方針や体制について定めています。危機発生に備え、グループ全体を組織横断的に統合する危機管理体制として危機管理対策機構を設け、危機発生時には対策本部を立ち上げ、迅速に対応する体制を構築しています。

日常的な対策のための組織・仕組み

危機管理対策機構は、社長を最高危機管理責任者とし、各事業所・各組織ではその長が危機管理責任者として任に就きます。危機管理責任者のもとには危機管理事務局を設けています。危機管理事務局は危機管理責任者の補佐を役目とし、平時から緊急事態に備えて初動体制の整備・維持の実務を行っています。また、本社各部門の長またはその指名する者で専門スタッフを構成し、危機管理事務局を支援しています。

事故・災害発生時の社内報告経路

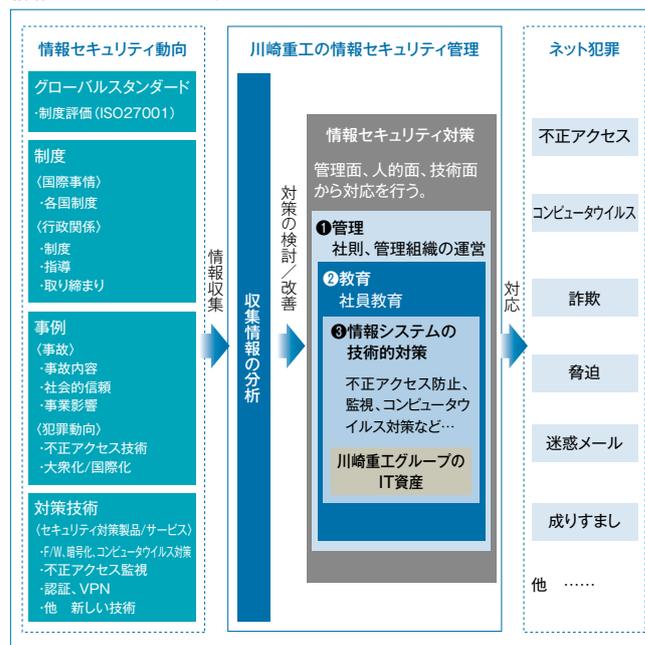
事故や災害の発生に備え、当社グループでは緊急事態発生時の報告ルートを決め、平時の危機管理体制である危機管理対策機構を通じ社内に周知しています。緊急事態発生時の報告ルートとあわせ、各事業部門・各事業所に連絡網が構築されており、迅速に社内報告がなされる体制が整っています。

※大規模地震に対する事業継続計画（BCP）の見直しについては、特集1（9ページ）で報告しています。

情報セキュリティ管理

当社グループは一般消費者／公共／防衛関係といった幅広い分野で製品を提供しており、それぞれの分野の要請に応じたさまざまな情報セキュリティ対策を体系的に進めています。

情報セキュリティのマネジメントシステム



知的財産の保護

当社の研究開発の成果として生み出される知的財産を、事業展開の自由度や技術的優位性を確保するためにも、適切な時期に確実に国内外にて権利化し、知的財産に関するグローバルなリスクを低減するとともに、当社の経営資産として最大限に活用することを基本方針としています。このような戦略的知財活動を推進・管理するため、技術開発本部知的財産部が全社的な施策の立案・推進を行い、各事業部門の知財主管部門と連携してそれぞれの事業活動に即した支援を実施する体制を組織しています。

発明報奨制度

従業員が行った発明に対しては、特許法職務発明規定を基本とし、出願時（出願報奨）、登録時（登録報奨）、実施時（実績報奨）にそれぞれ報奨する旨を社内規程に定め、確実に実施しています。さらに、発明に対して秘匿戦略をとった場合についても同様に報奨しています。特に実績報奨金は会社への貢献度を十分に考慮して支給しており、その評価基準は同業他社や社会の動向を踏まえています。

個人情報保護

当社は、個人情報保護に関する基本方針である「個人情報保護方針」を定め、対外的に公表しています。

また、個人情報保護管理責任者を置くとともに、社則として「個人情報保護規則」を制定し、それに基づいた個人情報の管理を行っています。

個人情報管理の一環として、各部門で保有する個人情報の取り扱い状況を一覧できる個人データ取扱台帳を作成し、定期的にアップデートを行っています。

なお、当社が保有する個人情報に関し、本人から開示や利用停止等の要請があれば、遅滞なく対応する体制を整備しています。

輸出管理

国際的な平和及び安全の維持という安全保障の観点から、軍事転用可能な貨物や技術を輸出する際には、経済産業大臣の許可が必要となる場合のあることが、外国為替及び外国貿易法等の輸出関連法規に定められています。

輸出管理の基本方針

当社における輸出管理の基本方針は、「国際的な平和と安全の維持を妨げるおそれのある取引に関与しないこと」であり、そのために外国為替及び外国貿易法等、輸出関連法規の遵守の徹底を期することとし、また、米国原産の貨物・技術の取引を行う際には、米国の再輸出規制にも留意した輸出管理を実施しています。

輸出管理体制

輸出関連法規の遵守を全社に徹底するため、社則として「安全保障に係る貨物・技術の輸出管理に関する規則」を策定し、代表権を有する取締役を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を構築しています。まず、本社に輸出管理最高責任者を委員長とする輸出関連法規遵守審査委員会（以下、「審査委員会」）を設置し、全社の全輸出案件に関する輸出関連法規への適法性についての最終審査、各カンパニーの輸出関連法規の遵守に係る管理体制の指導および監督を行います。また、審査委員会の事務局および全社輸出管理統括部門として、本社マーケティング本部内に輸出管理課を置いています。次に、審査委員会の下部機構として専門部会を置き、審査委員会による審査に先立つ予備審査、審査委員会より委嘱された事項についての審査ならびに審査委員会への報告、輸出管理関連情報等の各カンパニーへの水平展開を行っています。また、各カンパニーあるいはビジネスセンターには輸出管理委員会を設置し、カンパニー・ビジネスセンターの全輸出案件に対する取引審査およびその審査結果の審査委員会への付議を行うこととしています。

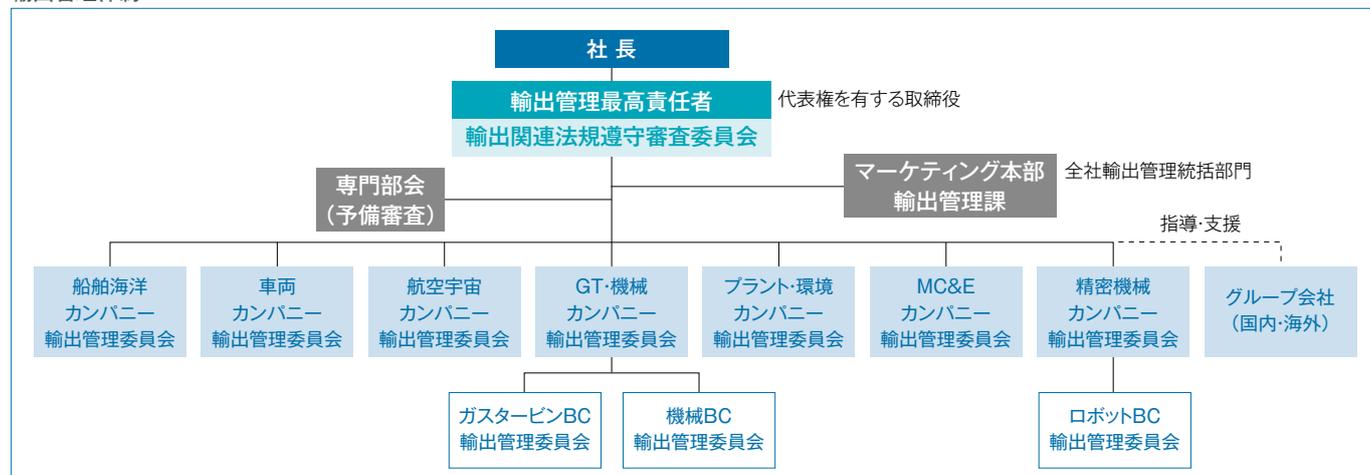
輸出管理教育・指導

グループ会社を含めた全社に対する輸出管理教育として、本社輸出管理課が主催する全社輸出管理研修会を、毎年、全国数カ所の事業所において、（財）安全保障貿易情報センターからの外部講師を招いて開催しています。また、カンパニーごとに、階層別教育の中で個別に輸出管理教育を実施しています。

輸出管理監査に関しては、本社監査部と本社輸出管理課が共同して、毎年1回、全カンパニーおよび国内の主要グループ会社に対して、個別に監査を実施しています。

さらに、海外のグループ会社に対しても、毎年、輸出実績等についてのアンケート調査を行うとともに、所管するカンパニーが輸出管理の指導・支援を適宜行っています。

輸出管理体制



株主・投資家との関わり

株主総会

当社は、企業の最高意思決定機関である「株主総会」を、株主の皆様と当社経営陣との間でコミュニケーションを行う重要な「場」と考えています。

株主総会の開催日については集中日を避けるとともに、株主の皆様が決議いただく重要な事項について十分に検討いただけるよう、法定の期限よりも早く招集通知をお送りしています。また、海外の株主の皆様のご利便性を考慮し、英文での招集通知も作成し、当社Webサイト等に掲載しています。

さらに、総会会場に出席することが困難な株主の皆様に対しては、インターネットや携帯電話を利用して議決権を行使できるようにしています。

株主総会会場では、1年間の事業の経過と成果などを、映像を使用して、株主の皆様に分かりやすくご説明するよう努めています（過去に株主総会で使用した映像は、当社のWebサイトでご覧いただけます）。



株主総会

利益の還元

株主の皆様への利益還元につきましては、当社は、将来の成長に備え収益力と経営基盤の強化・拡充を図るため、内部留保の充実に配慮しつつ、業績に見合った配当を安定的に継続することを基本方針としています。2011年度（2012年3月期決算）では、将来の業績見通しおよび内部留保などを総合的に勘案し、1株あたり5円の期末配当を実施しました。

1株あたり純損益（連結）と年間配当金の推移

| | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 純損益 | 21円8銭 | 7円2銭 | ▲6円51銭 | 15円55銭 | 13円95銭 |
| 配当金 | 5円 | 3円 | 3円 | 3円 | 5円 |

IR活動

当社は、Webサイト上で公開している「ディスクロージャーポリシー」に基づき、当社業績の公平かつタイムリーな情報開示に努めるとともに、国内外におけるさまざまなIR活動を通じて、株主・投資家の皆様と積極的にコミュニケーションを図っています。

年4回（第1四半期および第3四半期については、2011年度より開始）の機関投資家・証券アナリスト向け決算説明会のほか、個別取材への対応や海外機関投資家の個別訪問（北米・欧州・アジア）などを実施しています。なお、決算説明会での主要質疑の内容については、2011年度第2四半期より当社Webサイト「IR情報」にて公開しています。

さらに、株主の皆様には、6月末と12月初旬の年2回、会社の経営状況や事業の内容などを分かりやすくご紹介する「BUSINESS REPORT」をお送りしています。



Webサイト上で公開している「ディスクロージャーポリシー」



詳しくは：川崎重工「IR情報」

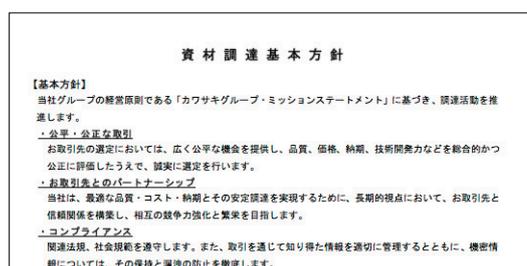
<http://www.khi.co.jp/ir/index.html>

お取引先との関わり

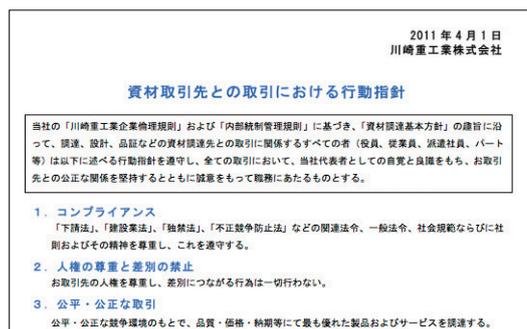
公平・公正な取引と信頼関係の構築

当社は、「資材調達基本方針」および「資材取引先との取引における行動指針」に則り、お取引先との取引に携わる設計・製造部門なども含めた関係者すべてが、お取引先との長期的な信頼関係に基づく調達活動を行っています。

なお、本方針および本指針は、Webサイトに開示するとともに各部門に掲示することで、関係者すべてに周知徹底を図っています。



資材調達基本方針（抜粋）



資材取引先との取引における行動指針

CSR調達

CSRの要請および顧客の信頼に対応する観点から、当社は2012年4月に「CSR調達ガイドライン」を制定し、当社Webサイトに開示しました。

資材調達基本方針および本ガイドラインに基づき、当社はお取引先のご協力をいただきながら、コンプライアンスをはじめとし、人権・労働・安全衛生や地球環境への配慮など、CSRの考え方に沿った調達活動を推進していきます。



CSR調達ガイドライン

お取引先とのパートナーシップの強化

当社では、カンパニー／ビジネスセンターごとに、緊密な関係にあるお取引先を会員とした協力会を運営しています。

本会は、当社とお取引先の相互信頼に基づく協調関係を構築し、共存共栄することを目的としています。

具体的な活動内容は、次の通りであり、お取引先とのパートナーシップの強化に努めています。

- 定例会合の実施（調達・生産などの方針を共有）
- 当社とお取引先共同での生産や品質などの改善活動の実施
- 人材育成・マネジメントなどをテーマとした講演会や勉強会の開催
- 会員会社の工場見学会の実施など

コンプライアンスの徹底

「下請法（下請代金支払遅延等防止法）」や「建設業法」など調達関連法規の遵守のため、グループの調達部門などを対象とした集合研修を毎年実施しています。

特に、下請法については、次の通り、積極的な取り組みを継続しています。

- 設計・製造部門を対象とした研修を各工場および関係会社で実施（2011年度：計16回、769名の参加）
- 各業務において注意すべき事例を取り上げた「下請法違反事例集」を配付
- 「下請法自主監査チェックリスト」を作成し、2012年度内に社内Webサイトに掲載して、調達・設計・製造以外の部門にも幅広く啓発する予定